11-19
タイムス

満場一致で要請決議

政府、県に強力な折衝展開

沖縄戦被災者県民総決起大会

沖縄戦被災者補償期成沖縄（川野辺八郎会長）は、十八日午後二時半から那覇高校体育館で沖縄戦被災者県民総決起大会を開いた。約五百人の参加者のなかには六十歳以上の年配者が目立ち、「政府はわれわれが生きているうちに戦災補償を解決してもらいたい」と訴えていた。満場一致で早期解決の要請決議を行い、政府、県に折衝を展開するなかで戦災補償要求運動の強化をはかっていくことを確認した。

同期成沖縄が進めている戦災補償要求運動は、沖縄戦で県民が受けた生命、身体、財産およびその他の諸権利に関する補償を政府にしてもらうというもの。

総決起大会は壮烈、悲壮感に満ち、犠牲者の遺族ら四人を選んだあと、川野同期成会長が「本土防衛の戦場になった沖縄にはもろもろの被害がある。政府、県はこれらの戦災補償問題を積極的に取り上げ、解決していくのが当然であるが、なかなか進展していない。県民の力でもって解決の方向を見いだそうではないか」と呼びかけた。

戦災補償は昭和十九年十月十日から同二十年八月十五日までに沖縄に居住し、沖縄戦に協力した生存者の負傷、死亡者、負傷者、財産滅失、全滅家族の五種類に区分され、対象者は四十九万人が推定されている。同期成では全体として一千五百八十七億九千百二十七万円を政府に要求することにしている。

化をはかり、推進していきたい」と強調した。引き続き、参加同盟副会長も「沖縄戦での県民の被害は計り知れないものがある。だが、多くの人たちが援護措置などが講じられてなく、戦後処理がなされていない。佐藤前首相は国会でなんらかの形でつぐないをしたいと述べており、これを政府の前向きの姿勢だと受けとめ、一致団結して早期解決をはかろうではないか」と呼びかけた。

1973年（昭和48年）11月19日沖縄タイムス

〝等しく救われていない〟

沖縄戦被災者連が決起大会

「援護法」適用訴える

救済もれ1万6千人

住民の戦没、負傷者

3-27 タイムス (12)

生命の尊さに戦場だ沖縄戦で戦没、負傷した者は、等しく救われるべきだ――沖縄戦で肉親を失い、あるいは傷を負いながら援護法（戦傷者、戦没者遺族等援護法）の対象外として国の救済からもれた遺族、傷病者でつくっている沖縄戦被災者補償期成連盟（川野長八郎会長）の那覇市・南部地区総決起大会は、二十六日午後一時から那覇市旭町の官公労共済会館ホールで千二百人余が参加して開かれた。



援護法からもれた被災者救済のため県はもっと積極的な姿勢で――と県庁に押しかけた大会参加の人たち

1975年（昭和50年）3月27日沖縄タイムス

沖縄戦戦没者、傷病者に対する国の救済措置は、復帰前から南西諸島の戦傷者、戦没者遺族等援護法に基づいて行われ、住民戦没者の場合、九万四千人余中、五万六千人が援護法の適用を受けている。ところが、援護法は、その適用を満六歳以上で直接、統制下で死亡したもの、負傷者も直接、統制強によるものを対象にしているため、防空壕に入っていて爆撃などで死傷したものには国の救済からもれ、こうした救済もれの戦没者は約三万八、千人にのぼるといわれ、同期成会が名簿作成方でも戦没者一万二千四百九人、傷病者三千四百二十六人を数えている。

大会では、幸地長徳副会長が問題の経過を述べ、援護法の適用基準（主管・県生活福祉部援護課）はあいまいで、一歳の幼児を対象にしたり、同じ場所で死んだものを一方に適用、他方をはずしたりで遺族として納得できない面がある。四十六年に期成会を結成以来、政府関係省庁に陳情を続けた結果、政府側は沖縄戦の犠牲者は等しく救済すべきであるとの考え方で、援護法のワク外から他の方法でも救済を図りたいとしている。しかし、県当局は援護事務はすべて完了したの一点ばりで、調査をしないばかりか、一昨年など期成会が「国の予算編成に向けて県当局に五月末に提出した要請文書が総理府に届いたのが九月中旬というありさまで、県当局は真剣に問題に対処しようとしているとは思われない」と厳しい口調で県行政を批判した。

「戦争被災者が一体となって問題の解決を推進しよう」とのハガキによる呼びかけで那覇をはじめ南部十一市町村から集まったほとんどお年寄り。会場からあふれ階段まで埋め、演壇にまで上がって熱心に会の進行を見守っていた。「県当局の対象にしより、同じ場所で死んだわずか七カ所だという、沖縄の戦後処理という大事なことなのに県も市町村も一体何をしているのか」と叫ぶ人もいた。

大会は、「県は問題の本質を認識し問題解決に当たって欲しい」との決議を採択した。大会後、参加者全員が県庁に移り、川野会長ら代表二十人が決議文を手渡すため、屋良知事に面談を求めたが、不在で後日に回した。

なお、期成会では各市町村長あてに援護文を発し、市町村支部結成について協力を求める一方、各地の被災者も三十一日にいっせいにそれぞれの市町村当局者に対し市町村自治体の問題解決への積極的な取り組みを訴える。

対馬丸遭難者を準国扱いへ

政府、「32年目」の重い腰あげる

遺族に給付金制度

10.20. タイムス (コーイ)

【東京】学童疎開船「対馬丸」事件の遺族に対して、厚生省は来年度から給付金制度を実施するため大蔵省へ一億五百六十二万一千円の概算要求を提出した。これは遺族会などから強く要望されていた遭難者の準軍属扱いでの援護法適用を実質的に認める救済処置で、これまで一貫して拒否の態度を取り続けて来た政府が、事件から三十二年たった今日やっと重い腰を上げたことになる。遺族会、沖縄県は、今回の厚生省の概算要求提出を一応評価できるものとして受けとめている。

政府はこれまで「国と一定の使用関係にあった者、またはそれに準ずる者に対する使用者として国が国政補償の精神に基づき援護する」（今年五月の衆院社会労働委での田中厚相）とする姿勢を堅持、対馬丸事件の遭難者は、適用外と判断し、遺族会などからの永年の要望をつっぱねて来た。しかし、遺族会や国会での強い訴えのなかで昭和三十七年、四十七年にそれぞれ見舞金を支給したほか昨年には海上慰霊祭を挙行、「従来、準軍属として処遇することは困難だが、いろいろな意見があるため今後とも慎重に検討し、研究を重ねて行きたい」（同・厚相）とする姿勢から今回厚生省は初めて概算要求を作成したもの。ただ援護法の適用は、ほかへの波及の恐れがあるため行わず、今回の概算要求は見舞金給付と同様な予算措置となる。

厚生省は、給付金対象者を当時遭難者と生計関係にあった親族五百人とし、援護法の規定に照らして年額七割五分程度を支給する方針。来年度は事務手続きなどもあって五カ月分一億五百六十二万一千円の概算要求を提出、昭和五十三年度以降も援護法に準じたこのような行政処置で給付金制度を継続して行く方針だが、来年度の同予算をめぐる大蔵省との折衝が注目される。

対馬丸事件

昭和十九年八月二十二日、学童疎開船対馬丸は、学童七百三十六人を含む引率者、教師ら一千六百六十一人を乗せて出航、午後十時過ぎトカラ列島悪石島沖で米潜水艦の魚雷攻撃をうけて沈ぼつ、一千四百八十四人が遭難した。遺族会は、この事件はなかば強制的な疎開であり国の責任によって救済せよ、と訴えて来た。しかし、政府は「要望する国家補償扱いを認めず、昭和三十七年、四十七年に二、三万円ほどの見舞金を遺族へ支給しただけ。また昭和四十一年には靖国神社へ合祀、昨年は遭難現場で海上慰霊祭が行われたが、遺族会はあくまで国家補償扱いを主張していた。



76年度運動方針の総括を行う自治労県本部の定期大会
（官済公労共会館で）

戦災補償の実現へ

613 T(タ) 2-1

特別措置で救済を

県、関係省庁へ改めて要請

沖縄戦戦没者のなかで援護法の適用除外となっている一般県民への戦災補償を求めている県は十五日、厚生省など関係省庁に、改めて戦災補償問題の重要性、特に沖縄が唯一の戦場となり、県民は自らの意思で戦争から脱出できず巻き込まれていった状況から、補償実現のための要請を行う。同問題は今国会で社会党の上原康助議員が、関連質問のなかで戦後処理の一環として一般県民の戦災補償を取り上げたが、政府は検討の余地なしとの方針を示しており、戦災補償問題に対する関係省庁の対応が注目される。

"唯一の戦場"を強調



平良知事

平良知事と大原生活福祉部長は、懸案となっている「国立長寿の村」の建設推進に向けて沖縄開発庁などの関係省庁に「窓口の本化」を働きかけ、あわせて一般県民への戦災補償問題について厚生省、沖縄開発庁、総理府に要請する。

一般県民の戦災補償問題について、県は昭和五十一年七月、援護法の適用を求めて総理大臣、厚生、大蔵、沖縄開発、総理府の各大臣に要請したいきさつがあり、各省庁は一般戦災に当たるとして、援護法にはじまいとしている。

上原康助災議院議員も、今国会で「沖縄戦被災者補償処理問題」について、一般県民三万八千七百五十四人（戦後の生存者の状況＝昭和二十一年一月十五日・三十二万六千人＝から昭和十九年の人口＝五十九万人＝とを勘案し、一般人九万四千人死亡とみて、これから戦闘参加者を除いた数）の計十八万八千百三十六人（厚生省は十八万六千五百人）となっている。このうち軍人軍属、戦闘参加者については援護法の適用を受け、一般県民の戦死者と戦傷者約十万人余がなんの補償も受けていないとしている。

（昭和四十六年結成・翁長助静会長）から要請されていた補償問題について、政府の見解をただした。政府は「軍人軍属など国と使用関係のあった者、またはこれに準ずる者は国家補償（援護法によって）しているが、このような事情にない一般の沖縄戦被災者及びその遺族で生活上の援助を必要とするものについては、一般の社会保障施策の充実により対処していくことが適当である」と、援護法の適用について考えていないことを明らかにした。

県としては、一般戦災であっても、沖縄は唯一の戦場と化し、一般県民がいやおうなしに戦争に巻き込まれていった――として、援護法の適用が無理であれば、援護法に準ずる処遇か、なんらかの特別措置を求めていく方向にある。

県援護課の調べによると、沖縄戦戦没者は沖縄県出身軍人軍属二万八千二百八人（厚生省死亡）された者）、一般県民三万八千七公報発令者数）、他都道府県出身者六万五千九百八人（沖縄援護神社合祀者数）、戦闘参加者五万五千二百四十六人（昭和五十年三月末における戦闘参加者として認定

1978年（昭和53年）6月13日沖縄タイムス

「6歳以下」にも援護法適用

野呂厚相が上原氏に答弁 「除外は遺憾」

【東京】悲惨な後遺症に苦しみながらなんの保護措置もとられていない戦時中六歳以下だった沖縄戦傷病者に対し、戦傷病者戦没者遺族援護法が適用される運びだ。これは四日の衆院予算委第三分科会で、上原康助氏（社）の質問に答えて野呂厚生相が明らかにした。戦傷病者及び その遺族は永年、援護法の適用を訴えていたが、これでやっと国の援助の手が差しのべられることになった。

上原氏は、戦時中六歳以下だった戦傷病者になんの補償措置もとられていないのは不合理である、として同援護法の適用拡大が沖縄への特別措置で、援護措置を講ずべきだ―と強く迫った。これに対し、野呂厚相は「沖縄は（直接）戦場になったところであり（六歳以下だったものにも）援護法を適用すべきだと判断している」と言明した上で現在、その線に沿った県との協議などの準備作業が進められていることを明らかにした。

また民間人でも軍の要請で戦闘に参加したものも軍属として扱っている同援護法で、六歳以下のものを除外していることについて野呂厚相は「遺憾である」と述べるとともに軍の要請で戦闘に参加したのは、年齢にかかわらず援護法を適用するための調査を事務当局に指示してある―ことも明らかにした。

同法が適用されると、戦傷病者には傷害の程度に応じて最高五百四十九万円から最低四十九万円の年金が支給される。また戦没者の遺族には一律九十九万円の遺族年金、遺族給与金が支給される（金額はいずれも五十四年度）。

県内の該当者は現在、二百六十六人がいる、とされている。これらの人たちは沖縄県戦災傷害者の会（新川とみ子会長）を結成し、同援護法の適用を訴えていたが、政府はそれを拒否し続けてきた。しかし野呂厚相が、ことし一月訪沖した際、記者会見で「前向きに検討する」と述べ、前進のきざしをみせていた。

3.5R
2-1

1980年（昭和55年）3月5日琉球新報

公平な恩給支払い訴え

欠格者が連盟結成

県の潜在会員3万人

旧軍人軍属恩給欠格者沖縄県連盟の結成と総決起大会が二十九日午後、浦添市民会館大ホールで会員約八百人が参加して開かれた。これは軍人恩給法に定められた恩給適用年数に足りず、恩給を受けてない人が、公平な恩給支払いを訴えて結成されたもの。あいさつに立った松本英吉結成準備委員長は「未受給者が年々死亡していくなか、国は私たちが死ぬのを待っているのか」と国への怒りをぶちまけた。また、来賓であいさつした上原康助衆議院議員は「これは政府の国民に対する責任としてやらねばならない。みなさんの要求のため努力したい」と激励した。現在の会員は約二千人だが県内には潜在会員が三万人ほどいるとみて同連盟では完全加入を呼び掛けていくことにしている。



恩給適用年限の短縮などを決議した旧軍人軍属恩給欠格者沖縄県連盟結成・総決起大会＝浦添市民会館

軍人恩給法で定められた恩給適用年数は軍歴十二年。それを超えると年数に応じて年間最低三十万円の恩給を受けられる。しかし十二年に一カ月でも足りない者は欠格者として最高二万円の一時恩給支払いで打ち切られる。また、公務員は公務年数を軍歴年数に加算することができるが、農業従事者など一般の人はそれができない。この二点の不公平な現状を是正する目的で同連盟は結成された。

席上、あいさつした松本委員長は「年月の差で一方には厚く、われわれには保障がないのは不公平極まる。年々未受給者は年を取り減っていく現状から見て、国はわれわれが死ぬのを待っているのではないかと強い口調で訴えた。また来賓の上原衆院議員は「財政再建、経済の落ち込みなど厳しい状況だが、政府の国民に対する責任として、実現に向けて微力ながら努力したい」と激励した。

その後、「未受給旧軍人軍属に対する恩給年限の短縮」、「戦時加算は一率一カ月に対しさらに一カ月の追加加算を行う」―など四項目にわたる決議文を採択して幕を閉じた。

1983年（昭和58年）5月30日琉球新報